

仕 様 書

1 件名

仙台第3合同庁舎水槽清掃及び水質検査

2 目的

本業務は、『水道法』・『水質基準に関する省令』・『下水道法』・『下水道法施行規則』・『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』に基づき、水槽清掃及び水質検査を行うものである。

3 履行場所

仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 仕様

本仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び関係諸法規による。

(1) 水槽清掃作業実施時期、内容、設置場所及び容量

令和8年8～9月	設置場所	容量	備考
高架水槽	屋上	15 t	
受水槽	地下2階	150 t	
汚水槽	地下2階	15 t	
雑排水槽	地下2階	15 t	

令和9年2～3月	設置場所	容量	備考
車庫排水槽	地下1階	25 t	2か所
汚水槽	地下2階	15 t	
雑排水槽	地下2階	15 t	
排水槽	地下1階	10 t	
湧水槽	地下2階	2 t	

(2) 作業要領

① 高架水槽及び受水槽

ア 清掃作業を行う者は、健康状態が良好であり、当日下痢など異常のある者には、行わせてはならない。水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づく健康診断結果を

監督職員に提出すること。

- イ 作業衣及び使用器具は清潔で消毒したものを着用・使用し、現場にて着替え、入槽時は手・靴の消毒をして作業を衛生的に行うこと。
- ウ 水槽内の清水を揚水後、底部に滞留する清水は、洗浄専用ポンプを使用して排水を行うこと。
- エ 清掃はブラシ又は高圧洗浄機を用い、十分に水洗いを行うこと。
- オ 水槽内に堆積する汚泥等は除去清掃し、水洗いのうえ、清潔な布で拭き取ること。
- カ 水槽内部のバルブ、ボールタップ等点検整備を行うこと。
- キ 水槽内の消毒は、次亜塩素酸ソーダ等必要な薬剤により完全に殺菌すること。

② 車庫排水槽、汚水槽、雑排水槽、排水槽及び湧水槽

ア 清掃は汚物等を汲み取り高圧水等による方法により洗浄すること。

イ 水槽内の汚れ及び残留物質を確実に槽外に排除する。

(注：車庫排水槽、汚水槽、雑排水槽及び排水槽については、発注者において事前に排水を行う。)

(3) 水質検査

① 『水道法第4条』、『水質基準に関する省令』、『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』により水質検査を行うこと。なお、採水は水槽清掃作業前とする。

ア 令和8年8～9月 28項目

1 一般細菌	2 大腸菌	3 鉛及びその化合物	4 亜硝酸態窒素
5 シアン化物イオン及び塩化シアン	6 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	7 塩素酸	8 クロロ酢酸
9 クロロホルム	10 ジクロロ酢酸	11 ジブromokクロロメタン	12 臭素酸
13 総トリハロメタン	14 トリクロロ酢酸	15 ブロモジクロロメタン	16 ブロモホルム
17 ホルムアルデヒド	18 亜鉛及びその化合物	19 鉄及びその化合物	20 銅及びその化合物
21 塩化物イオン	22 蒸発残留物	23 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	24 pH値
25 味	26 臭気	27 色度	28 濁度

イ 令和9年2～3月 11項目

1 一般細菌	2 大腸菌	3 亜硝酸態窒素	4 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素
5 塩化物イオン	6 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	7 pH値	8 味
9 臭気	10 色度	11 濁度	

(4) 危害防止

『労働安全衛生法』及び『酸素欠乏症防止規則』その他法令の定めるところにより責任者を置き、危害防止に必要な措置を講ずること。

(5) 汚泥等の処理

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』『下水道法』の定めるところにより、汚泥等の廃棄物は適切に処理すること。

(6) その他必要事項は係官の指示に従うものとする。

6 監督及び検査

(1) 監督職員が本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

(2) 検査職員が給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

7 提出書類

(1) 作業工程表及び作業従事者名簿

契約後速やかに作業工程表及び作業従事者名簿を監督職員に提出すること。

(2) 作業日報

作業終了後、速やかに作業日報を監督職員に提出すること。

また、後日写真を付した作業報告書を監督職員に提出すること。

8 その他

代金の支払いは1回払とし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

作 業 日 報

令和 年 月 日	曜日	天 候				
契約件名	仙台第3合同庁舎水槽清掃及び水質検査	会社名等				
作業時間	時 分～ 時 分	作業責任者				
作業場所		作業人員	技術者 名	工	技術者 人時	進捗率 %
			労務者 名	数	労務者 人時	
会社名・所属等	氏 名	会社名・所属等	氏 名			
作業内容						
打ち合わせ事項						
材料等の搬入状況						
翌日の予定						

- 注 1 用紙の寸法は日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。その場合、できる限り上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この日報の写しを持って報告書に代えることができる。